

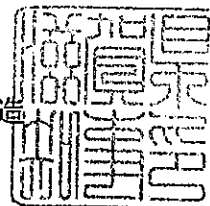


# 参考資料 3-1

滋環政第798号  
令和6年(2024年)9月26日

滋賀県環境審議会  
会長 清水 芳久 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しについて（諮問）

本県では、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。）を制定し、環境アセスメント制度の運用を進めてきたところです。

条例制定以降、同制度の運用を進める中で、複数の県内市町からは同制度の見直しを求める意見も出されており、これまでの社会情勢の変化等を踏まえた、本県の環境アセスメント制度の見直しに関する貴審議会の意見を求めます。